



事務連絡
平成28年4月4日

公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本精神科病院協会

御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第53条の11第1項の規定に基づく届出について（依頼）

日頃より、結核対策の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の11第1項の規定に基づき、病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

しかしながら、厚生労働省が各自治体に対して定期的に行っている公衆衛生関係行政事務指導監査において、法第53条の11第1項の規定が遵守されず、法定期限（7日以内）を大幅に超えて結核患者の入退院届けが出されている事例が散見されています。

当該届出は、保健所が退院後の結核患者に対して服薬指導を行うための家庭訪問や医療費の公費負担事務等を行うために重要なものであることから、結核患者の入退院があった病院の管理者におかれましては、届出の必要性を十分認識し、院内の関係者の連携を密に行うなど、法定期限を遵守して届出を行っていただくよう、周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

（参考）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

第五十三条の十一

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

二（略）